

# 軽井沢町 新型コロナウイルス 感染症対策事業臨時支援給付金

**※臨時支援給付金を次のとおり給付します。**

## ①交付対象者

町内に飲食、宿泊業の事業所を有する法人または個人事業者の方  
ただし、下記の条件に当てはまり、③申請書類を提出した事業者が交付  
対象となります。

- (1) 飲食店を営んでいる方
- (2) 宿泊業については、食事の提供をしている方
- (3) 民泊を営んでいない方
- (4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない方

## ②給付額

**1事業者:一律 20万円**

※町内に同業種(飲食店又は宿泊業)の事業所を2以上営んでいる方は、1事業者  
とみなします。ただし、業種が違う場合はこの限りではありません。

## ③申請書類

(1) 新型コロナウイルス感染症対策事業臨時支援給付金交付申請書(様式第1号)  
(町HPよりダウンロードできます。また、町役場観光経済課窓口⑥に設置してあります。)

以下〈Ⅰ～Ⅳ〉が必要書類となりますので申請書と合わせて提出してください。

- Ⅰ:「新型コロナ対策推進宣言」を実施していることが分かる「ポスター貼付」や「感染  
症対策を実施している箇所等」の写真
- Ⅱ:有効年月日に申請日が含まれている食品営業許可証の写し(宿泊業は、食事の  
提供をしている方に限ります。)
- Ⅲ:事業所等の位置図及び外観の写真
- Ⅳ:その他町長が必要と認める書類

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業臨時支援給付金請求書(様式第2号)

(町HPよりダウンロードできます。また、町役場観光経済課窓口⑥に設置してあります。)

以下を請求書に添付してください

振込口座の通帳の写し(口座番号、名義人が確認できる箇所)

(1)、(2)を合わせて郵送または軽井沢町役場観光経済課窓口⑥(土日祝日不可)へ  
申請してください。

## ④申請期間

令和3年2月24日(水)から

## ⑤決定通知

提出された書類を審査し、決定通知書を送付させていただきます。

その後、2週間程度で指定された口座へお振込みさせていただきます。

申請及びお問い合わせ先

・ 軽井沢町 観光経済課 観光商工係 (0267-45-8579)